

岩手県、宮城県及び仙台市
災害廃棄物対策担当部局 御中

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課

災害等廃棄物処理事業と政府調達協定の関係について

地方公共団体における政府調達協定の国内担保措置として必要な事項については、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号。以下「特例政令」という。）において規定されているところ、特例政令に関する災害復旧事業における入札及び契約の取扱いについては、本年 4 月 25 日付けで、総務省自治行政局行政課長・国土交通省総合政策局建設業課長連名通知（別添）が発出されています。

災害等廃棄物処理事業（以下「処理事業」という。）においても、上記通知を参考とすることが適当と考えていますが、同通知に補足して、以下の点について御参考までにお知らせします。

1 災害廃棄物の処理について県が地方自治法に基づく事務委託を受けた場合の扱い

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 14 の規定に基づき、市町村から処理事業の事務委託を受けた県が、当該県の事務として処理事業を施行する場合には、一般的には、当該事業の施行のために締結される契約の発注主義人が県となるため、契約に係る予定価格が特例政令の適用基準額以上である場合には、特例政令の規定が適用される調達契約となると考えられること。

2 処理事業の適用基準額の扱い

処理事業の適用基準額については、発注する個々の契約内容に応じて個別具体的に判断する必要があること。契約の内容が混合的なものである場合は、主目的である調達に着目し、全体を当該主目的に係る調達として扱い、当該契約の全体の予定価格（主目的以外の価額を含む。）により、適用基準額に達するか否かを判断する必要があること。

例えば、災害廃棄物の処理に係る契約のうち、被害を受けた家屋等の解体、仮置場における仮設焼却施設・破砕施設の建設等、「特定役務のうち建設工事の調達契約」に該当する内容を含むものであって、当該「特定役務のうち建設工事の調達契約」に該当する部分が主目的であると判断されるものについては、その全体を当該「特定役務のうち建設工事の調達契約」として扱って差し支えないこと。

一方、平常時における廃棄物の収集、運搬、処分等と同様の内容の契約であれば、「特定役務のうち右記以外の調達契約」に該当すること。

(参考：地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第三条第一項に規定する総務大臣の定める区分及び総務大臣の定める額を定める件(平成22年総務省告示第19号)(抄))

区 分	額
物品等の調達契約	3千万円
特定役務のうち建設工事の調達契約	23億円
特定役務のうち建築のためのサービス、エンジニアリング・サービスその他の技術的サービスの調達契約	2億3千万円
特定役務のうち右記以外の調達契約	3千万円